

各国公私立大学御担当 各位

文化庁 文化部 国語課
文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 留学生交流室

法務省による日本語教育機関の告示基準の策定に伴う法務省告示日本語教育機関の教員の要件に該当する「日本語教育に関する課程」について（御連絡）

この度、法務省において在留資格「留学」が付与される留学生を受け入れることが可能な日本語教育機関の基準を定めた「日本語教育機関の告示基準」（以下、「新基準」という。）が策定されました。新基準は、平成28年7月22日に公示され、「日本語教育機関の告示基準解釈指針」（以下、「解釈指針」という。）も示されています。新基準は、平成29年8月1日から施行されます。

新基準の第1条第1項第13号及びその解釈指針（別紙参照）において、日本語教育機関における日本語教員の要件が定められておりますので、お知らせいたします。

については、平成29年4月以降に入学する（平成33年3月卒業）者を対象として新基準における日本語教員の要件を適用しますので、日本語教員養成課程等を設置の大学におかれては、新基準及び解釈指針を御理解の上、下記に留意して教育課程の運営に当たってくださいようお願いいたします。

記

【主な留意点】

- (1) 日本語教育に関する教育課程は、文化庁が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」に示された「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたって授業科目が設定されていること。
- (2) 教育実習1単位以上を含むこと。
- (3) 通信による教育の場合には、全45単位のうち11単位以上、又は全26単位のうち6単位以上は面接授業又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う授業であること。
- (4) 大学が発行する証明書等において、新基準及び解釈指針が示す日本語教員の要件を満たしていることが確認できること。

新基準及び解釈指針の詳細につきましては、法務省入国管理局ホームページを御覧ください。

(URL : http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00044.html)

【問合せ先】

文化庁国語課
日本語教育担当 小松, 増田, 北村
電話 : 03-6734-2840
E-mail : nihongo@bunka.go.jp

【日本語教育機関の告示基準より抜粋】

- 十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。
- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
 - ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
 - ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

【日本語教育機関の告示基準解釈指針より抜粋】（第1条第1項第13号）

- 十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。
- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - 「大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - (1) 大学を卒業又は大学院の課程を修了していること。
 - (2) 日本語教育に関する課程は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、授業科目（大学においては45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う授業（以下「面接授業等」という。）であることとする。）が設定されたものであること。
 - (3) 上記科目の単位（大学においては、教育実習1単位以上を含む45単位以上とし、通信による教育の場合には、45単位以上の授業科目のうち、11単位以上は面接授業等によるものとする。）を修得していること。
 - (4) (1) から (3) について、大学が発行する証明書等において確認できること。
 - ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
 - 「大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - (1) 大学を卒業又は大学院の課程を修了していること。
 - (2) 日本語教育に関する科目は、大学においては日本語教育に関する学部、学科又は課程、大学院においては日本語教育に関する研究科又は専攻として置かれており、文化庁に設置された「日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議」が平成12年3月30日に取りまとめた「日本語教育のための教員養成について」において示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を踏まえ、「社会・文化・地域」、「言語と社会」、「言語と心理」、「言語と教育」、「言語」の五つの区分にわたり、26単位以上の授業科目が設定されたものであること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等であること。
 - (3) 上記科目の単位を、教育実習1単位以上を含む26単位以上修得していること。また、通信による教育の場合には、26単位以上の授業科目のうち、6単位以上は面接授業等により修得していること。
 - (4) (1) から (3) について、大学が発行する証明書等において確認できること。